

## 犬山市土砂災害応急復旧対策費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、住民の生命の保護及び負担の軽減を図ることを目的として、土砂災害により居住家屋等について被害を受け、自力で応急措置をとることが困難な者に対して予算の範囲内で交付する犬山市土砂災害応急復旧対策費補助金（以下「補助金」という。）に関し、犬山市補助金等交付規則（昭和56年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂災害 次のいずれかに該当する自然災害を原因として発生したがけ崩れ、土石流及び地すべりをいう。
  - ア 最大24時間雨量80mm以上の降雨
  - イ 時間雨量20mm以上の降雨
  - ウ 最大風速15m以上（10分間平均）
  - エ 地震による災害
  - オ その他市長が特に認めるもの
- (2) 居住家屋等 市内に存する建物であって、土砂災害発生時ににおいて現に居住している者があるもの及びその敷地をいう。
- (3) 土砂等 土砂災害により崩落した土砂、石及び樹木をいう。

### (要件)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付するものとする。

- (1) 土砂災害により居住家屋等に土砂等が流入したとき。
- (2) その他市長が特に必要と認めるとき。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、居住家屋等における土砂等の撤去、

運搬及び処分（以下「応急復旧対策」という。）を行う者であつて、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 土砂災害が発生した土地の所有者

(2) 居住家屋等の居住者又は所有者

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、応急復旧対策に係る費用（以下「補助対象経費」という。）の額に2分の1を乗じた額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、一の居住家屋等につき20万円を限度とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第3条各号に掲げる事象が発生した日から3月以内に、犬山市土砂災害応急復旧対策費補助金交付申請書（様式第1。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 居住家屋等の位置図

(2) 土砂災害の発生状況、規模等が確認できる写真

(3) 補助対象経費の額が確認できる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、原則として応急復旧対策に着手する前に行うものとする。

3 第1項の申請は、一の応急復旧対策に対し、一の居住家屋等につき一回とする。

（交付決定）

第7条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、犬山市土砂災害応急復旧対策費補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査に当たり、必要に応じて居住家屋等の実態調査を行うものとする。

(変更申請)

第8条 前条第1項の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、補助対象経費の額を変更しようとするときは、犬山市土砂災害応急復旧対策費補助金変更承認申請書（様式第3。以下「変更申請書」という。）に変更後の補助対象経費の額が確認できる書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、犬山市土砂災害応急復旧対策費補助金変更承認通知書（様式第4）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 交付決定者は、応急復旧対策が完了したときは、犬山市土砂災害応急復旧対策費補助金実績報告書兼交付請求書（様式第5。以下「請求書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 補助対象経費の領収書の写し及び事業費内訳明細書
- (2) 応急復旧対策の完了状況が確認できる写真

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年9月12日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前に第7条第1項の交付決定がされた事業については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で

現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。